

貯法 気密容器

承認指令書番号 24動薬第1594号

販売開始 2003年8月

動物用医薬品

劇薬 指定医薬品

グルタルアルデヒド含有消毒薬



【成分及び分量】

主剤

| | |
|------|----------------------|
| 品名 | ヘルミン25 |
| 有効成分 | グルタルアルデヒド |
| 含量 | 100mL中 グルタルアルデヒド 25g |

緩衝剤 緩衝塩類・色素含有

【効能又は効果】

畜鶏舎およびその設備、種卵、養鶏用器具機材、手術解剖用器具機材の消毒。

【用法及び用量】

本品は用時調製の製剤である。

本品の主剤を目的に応じて水で希釈する。希釈液 10L あたり緩衝剤 7.5mL を混和して使用する。ただし、手術、解剖器具機材の消毒に使用する場合は、希釈液 1L あたり緩衝剤 30mL を加え混和して使用する。

- ① 一般細菌類、ウイルス類を対象に畜舎・鶏舎およびその設備に噴霧する場合：
200～1000倍希釈液を1m²につき100～300mL直接噴霧する。
- ② 一般細菌類、ウイルス類を対象に種卵、畜産および養鶏器具機材の消毒について使用する場合：
200～500倍希釈液に室温で1分間浸漬するか又は1m²につき100～300mL直接噴霧する。
- ③ 一般細菌類、ウイルス類、芽胞菌類を対象に、動物用の手術、解剖器具機材の消毒について使用する場合：
10倍希釈液に室温で60分間浸漬する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと
(一般的注意)

- ・ 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・ 本剤は、効能・効果において定められた目的のみに使用すること。
- ・ 畜・鶏体へ直接噴霧はしないこと。
- ・ 使用前に添付文書等をよく読み、十分理解した上で使用すること。

(使用者に対する注意)

- ・ 直接原液に手を触れないよう注意すること。希釈の際は、直接手でかき混ぜるようなことはしないこと。
- ・ 25%原液の蒸気は、目、呼吸器等の粘膜を刺激するので吸入または接触しないように注意すること。
- ・ 噴霧に際しては、皮膚、飲食物、飼料等に直接薬液

がかからないようにすること。

- ・ アレルギー体質等で刺激を感じた場合には直ちに使用を中止すること。
- ・ なるべく身体の露出部を少なくして薬液を浴びないようにすると共に、できるだけ吸い込まないように注意すること。
- ・ 噴霧使用では、目、鼻に刺激が感じられることがあり、噴霧に際して保護マスク(活性炭入り)、メガネ、手袋等の保護具を使用して、直接触れないようにすること。
- ・ 10倍希釈液の濃厚のものを取扱う場合には、ゴム手袋を装着すること。また皮膚に付着したときは、直ちに水で洗い流すこと。
- ・ 作業終了後は、洗面、手洗いを励行すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・ 畜・鶏舎及びその設備の消毒に用いる場合は、家畜・家禽の飼料、飼料箱、飲水、飲水器、搾乳機械、卵等はあらかじめ他へ移すかあるいは格納するなどの措置を施し、薬液が直接及び間接的にかからないようにすること。採卵後または給餌前に噴霧すること。
- ・ 小分けしたり水で希釈するときは、食品用の容器等誤用の恐れのあるものを使用しないこと。
- ・ 調製後(緩衝剤添加後)の液は、直ちに使用すること。
- ・ 寒冷地では氷結することがある。このような場合、常温で放置して自然に溶かすこと。
- ・ 噴霧に際しては、消毒する対象物に近づけて行うこと。
- ・ 10倍希釈液の浸漬には、ふた付き容器を用い、使用中はふたをすること。
- ・ 畜舎をできるだけ開放にし、換気を良くすること。また、風向きを確認し、風上側より噴霧すること。
- ・ 噴霧作業は手際よく行うこと。
- ・ 短時間で作業を終了すること。
- ・ 噴霧にあたっては、かけむらのないように十分噴霧すること。ただし、環境を汚染しないよう乱用を避けること。また、噴霧液が河川、湖沼、海域、養殖池、井戸、地下水などを汚染する恐れのある場所、養蜂、蚕(桑)、水生生物等に被害を及ぼす恐れのある場所では使用しないこと。
- ・ 使用済みの空容器等は、石けん水でよくすすぎ、特に子供の手に触れないように適切に処分するとともに他に転用しないこと。汚染した器材や洗浄液は、作業現場から持ち帰り、処分に当たっては地方公共団体条例等に従い処分すること。決して、河川、湖

沼、下水道等の水系や地下水を汚染するおそれのある場所には処分しないこと。

- ・ 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・ 漏洩した場合には、次のように処置すること。
 - ① 吸収性の媒体、例えば、砂、軽石、ポロ布、おがくず等に吸着させ、広がりを阻止して回収すること。
 - ② 漏洩した薬液が井戸、池、河川等の水系に流入した場合は、直ちに警察または保健所に届け出ること。
- ・ 食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かない冷暗所に保管すること。
- ・ 本剤は劇薬である。使用後残った原液は、必ず保管場所にもどし、栓は確実に締め、かぎのかかる冷暗所に保管すること。
- ・ 希釈や噴霧に用いた器材は、石けん水でよく洗い、特に噴霧器はよく手入れしておくこと。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・ 万一、身体に異常を来した場合や誤って薬液を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。医師の診察を受ける際には、成分名(グルタルアルデヒド)、症状、被曝の状況等についてできるだけ詳細に医師に告げること。
- ・ 皮膚に付着すると発疹、発赤などの過敏症状を起こすことがある。
- ・ 誤って目に入った場合には直ちに多量の水で洗ったのち、医師の診察を受けること。
- ・ 本剤の有効成分であるグルタルアルデヒドはin vitroにおける変異原性について複数の報告がある。

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目11番5号
TEL 03-3264-7559

発売元

 **共立製薬株式会社**
東京都千代田区九段南 1-5-10

製造販売元

 **サンケミファ株式会社**
宮城県仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1

® 登録商標

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。